

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）に関する御意見募集（パブリックコメント）について」に対して寄せられた御意見について

令和 3 年 3 月 31 日
厚生労働省
人材開発政策担当参事官室

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」について、令和 3 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 2 日まで御意見を募集したところ、計 2 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見のうち改正案に係る主な御意見と、それに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜要約しております。

主な御意見	主な御意見に対する対応方針又は考え方
問題が無い状況であるのであれば、特段反対ではない。ただし、訓練期間が短縮された分の補償があると望ましい。	今般の震災特例の訓練コースは、復旧・復興事業の現場において求められる車両系建設機械運転技能等を習得し、早期の就職を目指すため、習得に必要な最低限の訓練時間及び期間で設定できるようにするものです。この特例によらずに、より長い期間のコース設定も可能となっており、様々な訓練ニーズに応えられるよう対応してまいります。